

法第35条の2 開発行為変更許可申請書類一覧表

注) 従前の開発許可申請書の記載事項を変更しようとする場合には、当該変更を行う前に変更許可を受ける必要があります。

◎申請書は正本1部、副本1部(正本のコピー)の合計2部提出してください。

◎**原本(証明書等の有効期限は交付日から3ヶ月)**が必要なものは、正本に原本を、副本にコピーを添付してください。

◎住民票は**マイナンバーの記載のないもの**を添付してください。

◎**図面に申請区域を赤枠で表示し、設計図には作成した者の記名**をしてください。

◎**申請書(正本)の一枚目に本表を添付し、書類及び図面等を表の項目順に縦**ってください。

法第35条の2
政令第31条
省令第28条の2
市規則第7条

申請書類・図面等		必須	☑	備考
申請書	開発行為変更許可申請書【市規則第7号様式】	○		
	申請手数料	○		申請書提出時に窓口で現金でお支払いください。
添付書類	委任状			担当者氏名及び連絡先(電話番号・FAX番号)を記入する。(委任された者でない者が手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要。)
	開発行為許可(変更許可)通知書等(写し)	○		申請前に交付(受理)された法第29条許可通知書、法第35条の2許可通知書・開発行為変更届書、法第44条許可承継届出書、法第45条開発許可承継承認通知書のうち該当があるものの写し
	変更の理由及び内容【市規則第8号様式】	○		変更項目ごとに変更前後の比較をし、変更内容及び理由を表示する。
	変更する書類	○		開発行為許可申請書(既開発行為変更許可申請書)の添付書類のうち、変更する項目に係る全ての書類(変更箇所を赤字表示)を添付する。
	工事の施行状況を記載した図書	○		現在の工事の施行状況を示す。(工程表、施行状況図・写真等)
添付図面	開発区域区域図(1/2,500以上)	○		都市計画課:白井市都市計画基本図(白図)によるもの。
	設計変更説明図			変更する全ての図面を添付すること。 (図面右上に「変更前」・「変更後」を表示する。)

以下の事項を変更しようとする場合に、許可が必要となります。

- ①開発区域(開発区域を工区に分けたときは開発区域又は工区)の位置、区域、規模
- ②開発区域内において予定される建築物又は特定工作物の用途
- ③開発行為に関する設計
- ④工事施行者
- ⑤自己用・非自己用、居住用・業務用の別
- ⑥市街化調整区域内において行う開発行為については、当該開発行為が該当する都市計画法第34条の号及びその理由
- ⑦資金計画

なお、当初の開発許可の内容と同一性を失うような大幅な変更については、新たに開発許可を受けることが必要となります。